



# 市 からの 連絡 帳

**12月は、固定資産税・都市計画税 第3期の納期です。**  
～納付には、便利な口座振替を～  
◆納税課 田(☎042-460-9832)

## 税・年金・届け出

### 市税・国民健康保険料(税)の 休日納付相談窓口

**時** 12月5日(土)・6日(日)  
午前9時～午後4時  
**場** 市税・納税課(田無庁舎4階)  
国民健康保険料(税)・保険年金課(田無  
庁舎2階)  
※窓口は田無庁舎のみ  
**内** 市税・国民健康保険料(税)の納付・  
相談、納付書の再発行など  
◆納税課 田(☎042-460-9832)  
◆保険年金課 田(☎042-460-9824)

### 家屋を取り壊したとき

家屋を取り壊したときは、資産税課(田  
無庁舎4階)へご連絡ください。また、  
表題登記をしている建物を取り壊した場  
合は、不動産登記法により、所管の法務  
局に滅失の登記をしてください。  
**問** 東京法務局田無出張所  
(☎042-461-1130)  
◆資産税課 田(☎042-460-9830)

### 認定長期優良住宅の 固定資産税を減額

次の要件を満たした認定長期優良住宅  
を新築した場合、当該住宅に係る固定資  
産税を一定期間、2分の1減額します(都  
市計画税は含まない)。  
**□要件**  
●「長期優良住宅の普及の促進に関する  
法律」に規定する認定長期優良住宅  
●平成27年1月2日～翌年1月1日に  
新築された住宅  
●居住部分の床面積が当該家屋の床面積  
の2分の1以上  
●居住部分の床面積が50㎡(一戸建て以  
外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下  
●平成28年1月31日までに資産税課  
(田無庁舎4階)に必要な書類を提出

住宅の種類	減額期間
3階建て以上の準耐火構造および耐火構造	新たに課税される年度から7年間
上記以外	新たに課税される年度から5年間

**□減額範囲** 居住部分の床面積120㎡<sup>まで</sup>  
(120㎡を超えるものは120㎡相当部分)  
**□必要書類** ①認定長期優良住宅に係る  
固定資産税の減額適用申告書  
②長期優良住宅の普及の促進に関する法  
律施行規則第6条、第9条または第13  
条に規定する通知書の写し(東京都都市  
整備局多摩建築指導事務所建築指導第2  
課が発行した、認定長期優良住宅である  
ことを証する通知書の写し)  
**□申告** 市職員が家屋調査に訪問した際  
に、認定長期優良住宅であることをお伝  
えください。手続き方法をご説明します。  
**問** ●認定長期優良住宅について…  
東京都都市整備局多摩建築指導事務所建  
築指導第2課(☎042-464-2154)  
●認定長期優良住宅の新築家屋への減額  
について…下記へ  
◆資産税課 田(☎042-460-9830)

### 国民年金の高齢任意加入

国民年金加入期間に未納があるなどの  
理由で、60歳を過ぎても保険料の納付  
月数が480月未満のときは、次のいづれ  
かの条件を満たすまで、国民年金に任意  
で加入できます(高齢任意加入)。  
**□条件**  
●納付月数が480月になる<sup>まで</sup>  
●65歳になる<sup>まで</sup>  
高齢任意加入をすることで、老齢年金  
の受給資格の獲得や、年金受給額の増額  
ができます。60歳になる前日～65歳の  
誕生日の前月(1日生まれの方は前々月)  
の間で、申し出のあった日から加入でき  
ます。納付方法は、口座振替またはクレ  
ジットカード納付です。  
※老齢年金を繰り上げ受給している場合  
や、厚生年金加入中は利用できません。  
※65歳までに受給権を得られないとき  
でも、70歳になるまでに受給権を確保  
できる場合は特例高齢任意加入ができま  
す。詳細は、お問い合わせください。  
◆付加年金の加入  
高齢任意加入中も、国民年金基金に加  
入していなければ付加年金(月額400円)  
を納めることができます。付加年金も併  
せて加入することで、年金の受給額をよ  
り増やせます。  
**特** 口座振替の場合：通帳・届け印・年  
金手帳  
クレジットカード納付の場合：クレジッ

トカード・印鑑・年金手帳  
**申** 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課  
(保谷庁舎1階)窓口へ  
**問** 武蔵野年金事務所  
(☎0422-56-1411)  
◆保険年金課 田(☎042-460-9825)

### 平成28年度 社会教育団体・ 青少年健全育成団体の認定申請

**□団体に認定されると**  
●社会教育団体…市内スポーツ施設の使  
用料の2分の1を減額  
●青少年健全育成団体…向台運動場・市  
民公園グラウンド・芝久保運動場・健  
康広場の使用料を免除  
**□条件**  
◇各団体共通 ●規約または会則があり、  
団体としての意思を決定・執行・代表す  
ることのできる機能および独立した経  
理・監査の機能が確立されている ●団  
体の実績が客観的に認められる ●政  
治・宗教活動または営利事業を主たる目  
的とする団体でない ●団体の本拠とし  
ての事務所または事務を行う一定の場所  
が市内にある  
◇社会教育団体 ●市内で社会教育活動  
を行っている ●団体の構成員の60%  
以上が市内在住・在勤・在学である  
◇青少年健全育成団体 ●青少年の健全  
な育成のために中学生以下の児童・生徒  
を中心として構成されている ●指導者  
に対する謝礼・報酬の類いの支出がない  
●団体を構成する児童・生徒の90%以  
上が市内在住である  
**□提出書類** ①会則  
②平成27年度事業報告書(申請時までの  
実績でも可)  
③平成27年度決算書(決算見込書でも可)  
④平成28年度事業計画書  
⑤平成28年度予算書  
※③には、会計担当者の署名・押印(朱印)  
が必要  
**□申請書配布場所**  
スポーツ振興課(保谷庁舎3階)・スポー  
ツセンター・総合体育館・きらっと  
※市HPからもダウンロード可  
**申** 平成28年1月6日(水)～15日(金)に、所  
定の申請書・会員名簿と上記提出書類を  
申請書配布場所へ持参  
※上記期間以降は、スポーツ振興課のみ  
で受け付け  
※平成28年1月15日(金)までに申請し認  
定を受けた団体には、2月1日(月)より申  
請した窓口で認定通知書を交付します。  
◆スポーツ振興課 保(☎042-438-4081)

## くらし

### わが家の耐震診断をしよう

地震災害に備えるため建物の設計図を  
基に簡易耐震診断をし、皆さんが抱える  
問題への指導・助言などの無料相談を毎  
月両庁舎で交互に行っています。  
**時・場** 12月19日(土)午前9時30分～午後  
0時30分・保谷庁舎1階  
※1人40分程度  
**対** 市内にある地上2階建て以下の木造  
戸建てで、自ら所有し居住している住宅  
※原則として新耐震設計基準(昭和56年  
6月1日施行)以前に建築した住宅  
**定** 8人(申込順)  
**申** 3日前までに電話で下記へ  
**□相談員** 住みよい町をつくる会に所属  
する相談員  
◆都市計画課 保(☎042-438-4051)

### 防犯活動経費の一部補助

市内で防犯活動を行う団体に対して、  
活動経費の一部を補助します。  
**□申請期間** 12月7日(月)～18日(金)  
**□補助金額** 防犯資器材の購入経費など  
の2分の1以内で、1団体につき上限  
20万円  
※申請多数の場合、補助金額の減額あり  
**対** 市に防犯活動団体として登録してい  
る団体  
※団体登録や補助金申請手続きなど詳細  
は、下記へお問い合わせください。  
◆危機管理室 保(☎042-438-4010)

## 福祉

### 受験生チャレンジ支援貸付事業

学習塾などの受講料や受験料を無利子  
で貸し付けることで、一定所得以下の世  
帯の子どもの支援を行います。高校・大  
学などへ入学した場合は、申請により返  
済が免除されます。  
**□受講料貸付限度額**  
中学3年生・高校3年生…20万円  
**□受験料貸付限度額**  
中学3年生…2万7,400円  
高校3年生…10万5,000円  
**対** 市内在住世帯の生計の中心者  
※課税所得や預貯金など申込要件あり  
**申・問** 西東京市社会福祉協議会(保谷東  
分庁舎・☎042-422-2010)  
◆生活福祉課 保(☎042-438-4022)

## オール東京滞納STOP強化月間

東京都と市区町村では、安定した税  
収確保と納税義務の公平性確保を目指  
して、12月を「オール東京滞納STOP  
強化月間」と位置づけ、広報や催告に  
よる納税推進、差し押さえ・タイヤロッ  
ク・捜索などの滞納処分など、多様な  
徴収対策に取り組みます。  
皆さんに納めていただいている貴重  
な税金は、福祉・教育・都市整備など、  
さまざまな市民サービスを提供するた  
めの重要な財源となっています。市政  
を支える財源を安定して確保するため、

また、市民の皆さんの安心・便利な納  
税のため、全力で環境づくりに取り組  
んでいます。納期内納付と、滞納の抑  
制にご協力をお願いします。  
◆納税課 田(☎042-460-9832)



## 東京都施行型都民住宅 入居者募集

都民住宅は中堅所得者向けの賃貸住  
宅で、仲介手数料・礼金・更新料は不  
要です。  
**□住宅の所在地** 都内全域  
**□募集戸数** 129戸(抽選)  
※このほか、抽選募集以外の住宅も東  
京都住宅供給公社HPで募集しています。  
**□申込資格** ①都内在住 ②自ら居住  
するための住宅を必要としている  
③所得が定められた基準に該当する<sup>など</sup>  
※詳細は、募集案内でご確認ください。

**□案内配布**  
**時** 12月1日(水)～9日(水)  
**場** 保谷庁舎1階総合案内・田無庁舎  
2階ロビー・各出張所  
※都庁・東京都住宅供給公社募集セン  
ターおよび窓口センターでも配布  
※申込書などは、同公社HPからダウ  
ンロード可(案内配布期間中のみ)  
**申** 12月14日(月)(必着)までに問へ郵送  
**問** 東京都住宅供給公社募集センター  
(☎03-3498-8894)  
◆都市計画課 保(☎042-438-4051)